

●投資信託自動購入プラン規定

2024/04/01 改訂

(下線部分を削除)

改定前	改定後
<p>1 (投資信託自動購入プラン)</p> <p>投資信託自動購入プラン(少額投資非課税制度または未成年者少額投資非課税制度)を利用した自動購入プランを含む。以下「自動購入プラン」という)とは、自動購入プランの申込時にお客さまがあらかじめ設定する毎月の引落指定日(以下「引落指定日」という)に、お客さまがあらかじめ設定した金額(以下「引落金額」という)を、お客さまの口座(下記3①に定めるお客さまの口座、以下「引落口座」という)から自動的に引落とし、その金額をもって、当社が別途定める取扱い銘柄の中からお客さまがあらかじめ指定する銘柄(以下「指定銘柄」という)の買付を行う取引です。</p> <p>自動購入プランにより取得した受益権については、投資信託受益権振替決済口座管理約款に基づき、当社所定の振替口座簿に記録します。なお、同一の指定銘柄については異なる引落指定日を設定することはできないものとします。</p>	<p>1 (投資信託自動購入プラン)</p> <p>投資信託自動購入プラン(少額投資非課税制度を利用した自動購入プランを含む。以下「自動購入プラン」という)とは、自動購入プランの申込時にお客さまがあらかじめ設定する毎月の引落指定日(以下「引落指定日」という)に、お客さまがあらかじめ設定した金額(以下「引落金額」という)を、お客さまの口座(下記3①に定めるお客さまの口座、以下「引落口座」という)から自動的に引落とし、その金額をもって、当社が別途定める取扱い銘柄の中からお客さまがあらかじめ指定する銘柄(以下「指定銘柄」という)の買付を行う取引です。</p> <p>自動購入プランにより取得した受益権については、投資信託受益権振替決済口座管理約款に基づき、当社所定の振替口座簿に記録します。なお、同一の指定銘柄については異なる引落指定日を設定することはできないものとします。</p>
<p>8 (自動購入プランの終了)</p> <p>次の各号のいずれかに該当したとき、自動購入プランは終了するものといたします。</p> <p>① お客さまから、当社所定の手続きにより指定銘柄の自動購入の終了の申し出があったとき</p> <p>この場合、終了を希望される指定銘柄にかかる引落日の前営業日までの手続きが必要となります。</p> <p>② 申込者と当社との間で、第1条に定める買付の期間を別に定めた場合で、買付期間が満了したとき</p> <p>③ 投資信託口座を解約したとき</p> <p>④ 当社が、指定銘柄の累積投資業務を営むことができなくなったとき</p> <p>⑤ 指定銘柄の償還が決定したとき(償還日の1ヵ月前から当該銘柄の自動</p>	<p>8 (自動購入プランの終了)</p> <p>次の各号のいずれかに該当したとき、自動購入プランは終了するものといたします。</p> <p>① お客さまから、当社所定の手続きにより指定銘柄の自動購入の終了の申し出があったとき</p> <p>この場合、終了を希望される指定銘柄にかかる引落日の前営業日までの手続きが必要となります。</p> <p>② 申込者と当社との間で、第1条に定める買付の期間を別に定めた場合で、買付期間が満了したとき</p> <p>③ 投資信託口座を解約したとき</p> <p>④ 当社が、指定銘柄の累積投資業務を営むことができなくなったとき</p> <p>⑤ 指定銘柄の償還が決定したとき(償還日の1ヵ月前から当該銘柄の自動</p>

<p>購入プランは終了となります)</p> <p>⑥ 相続の開始があったとき</p> <p>⑦ 自動購入プランの申込時に名義人が未成年であった場合において、名義人が成年に到達したとき（成年に到達する誕生日前日の前月を最終買付月とします。<u>ただし、未成年で婚姻されている場合を除きます</u>）</p>	<p>購入プランは終了となります)</p> <p>⑥ 相続の開始があったとき</p> <p>⑦ 自動購入プランの申込時に名義人が未成年であった場合において、名義人が成年に到達したとき（成年に到達する誕生日前日の前月を最終買付月とします）</p>
--	--

以上